

2017年度 同志社大学大学院 司法研究科
履修免除試験問題 法律科目試験
(行政法)

次の(設例)を読んで、間に答えなさい。(配点:100点)

(設例)

K市立A高等学校では、保健体育科目が全学年の必修科目とされており、第1、2学年の授業種目として柔道が採用されていた。同校に入学したXは成績優秀であったが、ある宗教の熱心な信者であり、柔道実技に参加することはその教義の核心に反するため、同校の校長B及び体育担当教員に対し、柔道実技に参加できないことを説明した。その際、信仰上の理由に基づく武道の履修拒否に対しレポート等の代替措置を認めている学校があることを指摘し、何らかの代替措置による成績評価をしてほしい旨を伝えた。これに対し、校長Bは、怠学の口実と区別できないことを理由に、代替措置につき何ら検討することなくXに対し柔道実技への参加を求め、Xが柔道実技の授業を見学するようになってからも、Xが作成した授業レポートを受けとることなく、柔道実技の補講を受けることのみを説得し続けた。その結果、Xは、2度にわたって進級不認定・原級留置処分を受けたため、A高等学校の学則に定める退学の要件である「学力劣等で成業の見込みがないと認められる者」に当たるとして、退学処分を受けることとなった。

Xは、原級留置処分・退学処分の取消しを求めて訴えを提起した。

[問]

原級留置処分・退学処分を行うかどうかにつき校長Bに教育的裁量が認められることを前提とした上で、Xの立場に立ち、原級留置処分・退学処分を行うことが裁量の逸脱・濫用に当たることを具体的に主張しなさい。なお以下に掲げる法令の条文を参考にすること。

【注意事項】解答に際し憲法に言及することは何ら差し支えないが、裁量の逸脱・濫用に関する行政法の問題であることを十分に踏まえて解答すること。

《参照条文 学校教育法施行規則》

第26条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

- 2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長・・・が行う。
- 3 前項の退学は、公立の小学校、中学校・・・、義務教育学校又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。
 - 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

2017年度 同志社大学大学院 司法研究科
履修免除試験問題 法律科目試験
(行政法)

- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者
- 4 <略>
- 5 <略>